

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 21

処 分 名	特別の設備等の設置許可	
処 分 の 概 要	コミュニティセンターへの特別の設備等の設置を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市総合コミュニティセンター条例(昭和59年条例第15号)	
条 項	第12条	
所 管 課	スポーティングシティ推進課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		2週間
標 準 処 理 期 間		計 2週間
判 断 基 準	同条例第6条第1項の各号に該当しない場合。 ・公の秩序・善良の風俗を害する ・施設又は附属施設を損傷・滅失するおそれがある ・管理運営上支障がある ・その他市長が不相当と認める 【根拠法令等】 松山市総合コミュニティセンター条例 (特別の設備) 第12条 使用者は、センターの使用に当たつて、特別の設備又は備付け以外の器具を設置し、又は搬入しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、必要があると認めるときは、使用者の負担において特別の設備等をさせることができる。 ●審査基準 松山市総合コミュニティセンター条例 (使用制限) 第6条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 施設又はその付属施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) 施設の管理運営上支障があると認められるとき。 (4) その他市長がその使用を不相当と認めるとき。 2 駐車施設を利用できる者の範囲は、センターを利用する目的で自動車を駐車する者とする。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。